

独占禁止法と証券取引法の課徴金及び刑事罰の比較

	独占禁止法	証券取引法				
課徴金対象行為	私的独占 不当な取引制限等	インサイダー取引	風説流布・偽計	相場操縦	発行開示義務違反 (有価証券発行時の虚偽開示)	継続開示義務違反 (継続開示書類の虚偽記載)
課徴金の 算定方法	売上高等に一定率(10% 等)を乗じる	違反行為前後の有価証券の価格差			有価証券の募集額に 1%を乗じる等	株式時価総額に 0.003%を乗じる等
課徴金の水準 の根拠(注)	不当利得相当額以上の額	経済的利得相当額				違反行為の抑止のため に必要なかつ合理的な額
罰則(法人)	5億円以下の罰金	3億円以下の罰金	5億円以下の罰金			
罰則(個人)	3年以下の懲役又は500 万円以下の罰金又はこの 併科	3年以下の懲役 又は300万円以下 の罰金又はこの 併科	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科			
追徴・没収に 係る特例規定	なし	不公正取引により得た財産等を没収・追徴			なし	
課徴金と刑事 罰等の調整	罰金額の1/2相当額を控除	没収・追徴相当額を控除			調整なし	罰金額相当額を控除

(注) 法案提出者の国会答弁による。